

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和28年条例第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（懲戒の効果） 第8条 法第29条に基づき減給を命ずる場合には、6月を超えない期間を<u>定めて、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>（熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）第3条第1項（同条例第6条において準用する場合を含む。）の規定により教職調整額の支給を受ける職員にあっては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額<u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあってはその月における報酬の総額のうちこれに相当する額。<u>以下この条において同じ。</u>）の10分の1以下（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第24条又は熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）第9条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（<u>以下この条において「管理職手当受給職員」という。</u>））に対し減給を命ずる場合にあっては、5分の1以下）に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1（現に管理職手当受給職員である者に係る減給にあっては、5分の1）に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u> （降任、免職、休職、降給及び懲戒の手続） 第10条 職員の意に反する降任、免職、休職、降給又は懲戒処分は、その旨を記載した辞令を当該職員に交付して行わなければならない。 2 【略】 附 則 <u>（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る降任又は降給に関する手続の特例）</u>	（懲戒の効果） 第8条 法第29条に基づき減給を命ずる場合には、6月を超えない期間を<u>定めて、給料の月額</u>（熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）第3条第1項（同条例第6条において準用する場合を含む。）の規定により教職調整額の支給を受ける職員にあっては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額<u>給料の月額</u>、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあってはその月における報酬の総額のうちこれに相当する額<u>給料の月額</u>）の10分の1以下（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第24条又は熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）第9条に規定する管理職手当の支給を受ける職員<u>給料の月額</u>）に対し減給を命ずる場合にあっては、5分の1以下）に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>給料の月額</u> （降任、免職、休職、降給及び懲戒の手続） 第10条 職員の意に反する降任、免職、休職、降給又は懲戒処分は、その旨を記載した辞令を当該職員に交付して行わなければならない。 2 【略】

7 第10条第1項の規定は、法第28条の2第1項の規定による降任又は熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第23項若しくは熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例附則第14項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該降任又は降給をする職員に対し、当該降任又は降給をすることとなった旨の通知を行うものとする。

【新設】

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。